

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

3.5 家宅搜索の遂行と知的財産権部が担う役割

私人(権利所有者)による家宅搜索(プライベートレイド)

大規模な犯罪組織が関与するケースや、流通業者が海賊版の製品を大量に頒布するケースを除き、多くのケースは知的財産権所有者が自身が独自に捜査、家宅搜索(プライベートレイド)、および起訴を行う。

IPRB は、搜索令状の執行により家宅搜索(プライベートレイド)を行い、それによって押収された物を保管し、破棄する。

(1) 捜査の遂行と証拠の取得

通常、標的が特定されると、標的が行う違法行為を裏付ける証拠を取得するために私立探偵が雇われる。通常、こうした証拠は侵害製品を実際に購入することで取得される(以下「おとり購入(Trap Purchase)」とする)。

知的財産権所有者とその代表者は、おとり購入(Trap Purchase)を通して取得された証拠を検証し、搜索令状の申請の際、その製品が模倣品であることを確認する確認書(authentication letter)を作成して、申請書に添付する必要がある。

(2) 搜索令状の申請

次に、下級裁判所の治安裁判官に搜索令状の発行を申請する。搜索令状の取得には、苦情内容について宣誓を行い、おとり購入(Trap Purchase)を通して取得した証拠と確認書を治安裁判官に提出しなければならない。¹⁷⁹

搜索令状を発行する前に、治安裁判官によって、(i) 知的財産権の侵害行為に相当する製品、(ii) 知的財産権の侵害行為を行う際に使用された材料または物品、または(iii) 知的財産権の侵害行為を裏付ける資料の存在の確認につき合理的な理由があることみなされる必要がある。

(3) 家宅搜索の遂行

搜索令状は発行から 7 日間効力を有する。知的財産権所有者またはその代表者は弁護士を通じて IPRB と接触し、搜索令状の有効期間内に家宅搜索を遂行する日程を決定する必要がある。

また知的財産権所有者、その代表者、または弁護士は、IPRB に対し家宅搜索後の進展報告に関して保証し、知的財産権所有者により刑事訴追の懈怠から生じる、政府に対するいかなる者からのすべての請求の免責をしなければならない。

家宅搜索遂行が合意された日に、IPRB の職員は裁判所から搜索令状を受け取り、家宅搜索が遂行される間、知的財産権所有者と(または)その代表者¹⁸⁰に付き添う。家宅搜索(プライベートレイド)において、IPRB は通常2名の職員を、搜索令状を執行する知的財産権所有者と(または)その代表者に付き添わせる。

付き添う IPRB の職員は、家宅搜索の間に模倣者を逮捕することも、調書を取ることもない。彼らの役割は、搜索令状の内容を説明し、押収した物品を保管し、模倣者に搜索令状の執行報告日を伝え、家宅搜索の遂行に関して不服があればそれを書き留める。

(4) 搜索令状の執行報告/さらに詳しい捜査

¹⁷⁹ 著作権法第136条(9)および261条 G (2)(商標法第53条 A (3)に対応)

¹⁸⁰ 権利所有者の代表者は権利所有者が雇用する従業員である必要はないが、問題の模倣品に関する十分な知識を有していることが必要とされる。

捜索令状が発行されたから数日後に裁判所は知的財産権所有者の代理人を務める弁護士に、裁判所に出頭するように求める。この日は、一般的に執行報告日と呼ばれ、知的財産権所有者の代理人を務める弁護士と IPRB の職員は、治安裁判官に家宅捜索の結果を報告する。

模倣者が家宅捜索の遂行に不服を申立てることを希望する場合、模倣者は執行報告日に治安裁判官のもとに出頭することができる。

執行報告日に、治安裁判官は通常、IPRB に押収物を保管し、IPRB 施設で押収物の確認を行うように命じる。

執行報告日に模倣者が裁判所に出頭する場合、模倣者は IPRB 施設で行われる押収物の確認に立ち会うことを求めることができ、多くの場合、裁判所はその請求を認める。

家宅捜索の実施後にさらに詳しい捜査が必要である場合、知的財産権所有者は弁護士または探偵にさらに詳しい捜査を実行するように依頼しなければならない。

(5) 押収物の検査

家宅捜索の実施後、知的財産権所有者またはその代表者は、IPRB 施設で押収物の確認を行うための予定を立てる。模倣者がこの確認作業に立ち会うことを希望した場合、知的財産権所有者またはその代表者は模倣者に確認作業の実施日時を伝えなければならない。

確認作業が完了したら、模倣者に対する刑事訴追を念頭に、知的財産権所有者またはその代表者は家宅捜索後の確認書(post-raid authentication report)を作成し、全ての押収物が模倣品であることを確約する。

通常、権利所有者は押収物の保管及び破棄にかかるコストの負担はしない。しかし、押収物がIPRB施設で保管しきれない量であったり、その物品の性質によりIPRB施設で保管が不可能な物であったりする場合や、破棄に特別な処理が要されるような場合は、権利所有者が保管及び破棄コストを負担することになる。

(6) 警告書／和解

家宅捜索が無事に完了した後、法的審理を回避することができれば、知的財産権所有者は模倣者に警告書を発行し、侵害を受けた権利と知的財産権所有者の要求事項を正式に示すことができる。

時として、家宅捜索が行われた直後に、模倣者が知的財産権所有者に示談を申し出ることがある。そのような場合、当事者は警告書を発行することなく和解交渉に入ることができる。

和解条項には、通常以下のような規定が盛り込まれる。

- 模倣者が押収物をのすべての IPRB へ引き渡し、破棄されること
- 模倣者が知的財産権所有者に対し(今後の対処について)保証(念書の締結)すること
- 模倣者が模倣品を入手した出所を開示すること
- 模倣者が知的財産権所有者に賠償を行うこと(民事訴訟において賠償が認められていたであろう、経費と損害について)
- 新聞による公告または書面の送達などによる、模倣者から知的財産権所有者へ謝罪すること

家宅捜索後は、知的財産権所有者が模倣者に対して訴訟手続きを開始するまでの期間が 6 ヶ月(家宅捜索が行われた日より起算)と法律上で定められていることに留意すべきである。これを怠った場合、押収物は模倣者に返却されるものとする。¹⁸¹

¹⁸¹ 著作権法第136条(10) および261条 G (3)(商標法第53条 A (4)に対応)

警察の家宅捜索

IPRB はまた、独自の捜査を行った後に、警察による家宅捜索を遂行することもある。

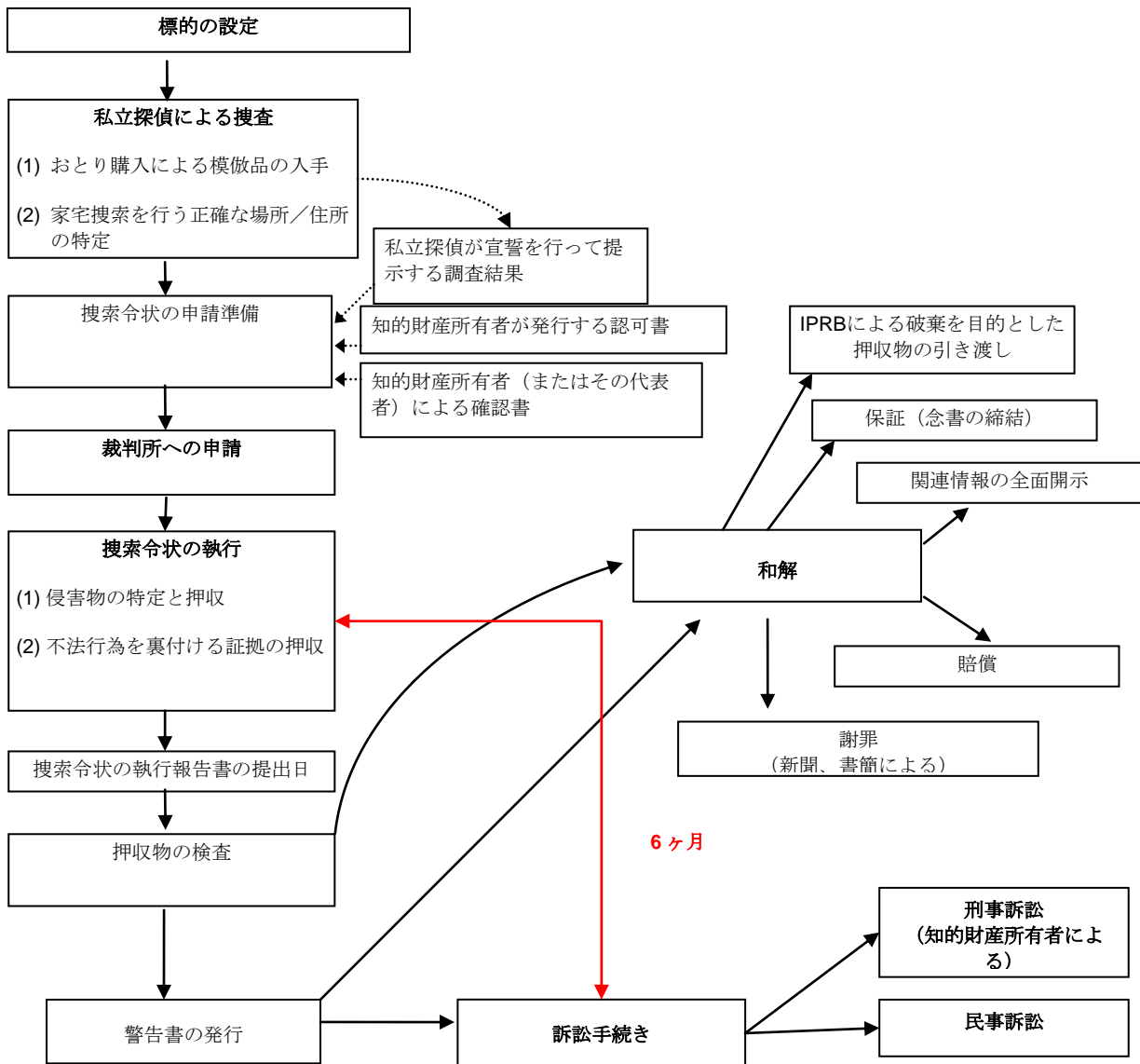
警察による家宅捜索の場合、知的財産権所有者の代表者または弁護士は、以下に挙げるいくつかの支援を要請される場合がある。

- おとり購入を通しての模倣品の取得
- おとり購入を通して取得した模倣品に関する確認書の検証と提出
- 警察による家宅捜索への立ち会い、押収すべき模倣品の特定
- 知的財産権者の著作権または商標権を侵害する物品が家宅捜索中に押収された場合、家宅捜査後に押収物が模倣品であることを確約する認証報告書の提出

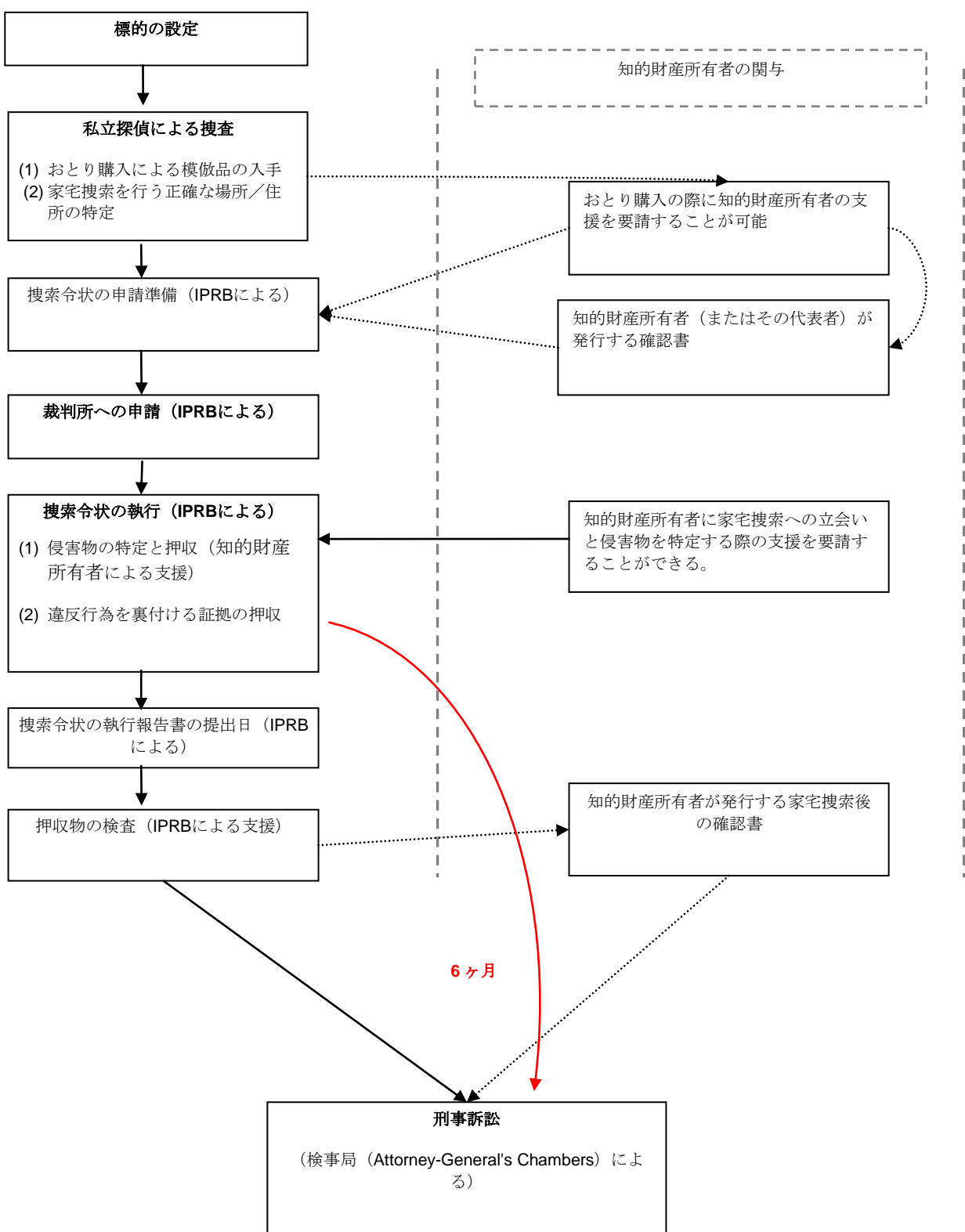
警察の家宅捜索には、6 ヶ月の法定期間が適用される(家宅捜索が行われた日から起算する)。IPRB は知的財産権所有者に家宅捜索後の確認書を適時に提出するよう要請し、これを受けて検事局 (Attorney-General's Chambers) は、模倣者に対する刑事訴追に関し十分な時間を費やし準備し、開始することができる。

上述のように、大きな犯罪組織、あるいは大量の侵害製品を流通させる頒布者が関与する知的財産侵害行為の場合、IPRB の直接的な関与が正当化される。

家宅捜索(プライベートレイド)遂行プロセスの概要



警察の家宅捜索の遂行プロセスに関する概要



[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。